

## USB メモリの紛失について

### 1. 経緯

令和4年7月26日、業務で使用しているUSBメモリの紛失事案が発生したため、庁内で使用しているUSBメモリの所在について調査を行いました。その結果、庁内PCでの使用登録がされていたUSBメモリの内、11本の所在が確認できず紛失したことが発覚しました。

#### 【紛失したUSBメモリの内訳】

種類	用途	登録本数	紛失本数	取扱データ	セキュリティ対策
データ携行用 USBメモリ	外部とのデータ交換等に使用する。	230	2	プレゼン資料 イベント写真 パンフレットデータ	パスワードにより接続が制限されており、パスワードを設定回数以上誤るとUSBメモリ内のデータは消去される。
庁内専用 USBメモリ	異なるPC間や分離された庁内ネットワーク間でデータの移動を行うために使用する。主に外部へのメール送受信における添付ファイルの移動に使用している。	538	9	ネット検索データ 配布資料 業務上の軽微なデータ	市の庁内ネットワークで使用しているPC以外では使用できない制御となっており、外部のPCに接続しても認識されず使用できない。

### 2. 機密情報漏洩の可能性について

紛失したUSBメモリ11本中、10本では機密情報に該当するデータの取り扱いは無く、残りの1本については住所・氏名等のデータを取り扱う場合がありますが、使用の都度データを消去しておりました。また、紛失したUSBメモリはいずれもセキュリティ対策が施されており、第三者が利用することは出来ないことから、機密情報の漏洩は無かったものと判断しております。

### 3. 再発防止策について

USBメモリは庁内ネットワークとインターネット間でデータの移動を行うことに多く使用されていたことから、USBメモリを使用せず庁内ネットワーク環境下でデータ移動を行うことが出来る仕組みを構築し、USBメモリの使用本数を削減することで紛失リスク低減を図りました。

上記の対策に加え使用目的の精査を行い、今後も継続して使用する261本については各所管において、課長職が管理者となり定期的な所在確認を行うなど、管理を徹底し再発防止を図っております。